

鹿角地域振興局庁舎冷暖房保守管理業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

鹿角地域振興局庁舎冷暖房設備等の保守管理業務を委託業務として行う。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 実施場所

鹿角地域振興局庁舎 住所：鹿角市花輪字六月田1番地

4 冷暖房設備の概要

別紙 「鹿角地域振興局庁舎冷暖房保守管理業務委託内訳書」のとおりとする。

5 委託業務の実施方法

下記の保守点検業務等を行う。

- ① 冷暖房保守点検業務 (熱源発生機器等保守点検等)
- ② 中央監視盤関係 (中央監視盤冷暖房切り替え、動作確認等)
- ③ 冷却水水処理 (冷却水滅菌処理)
- ④ フィルター清掃 (ファンコイル等フィルター清掃)

※ 受注者は、契約期間中に受注した機器について操作方法等の助言を求められたときは、真摯に対応すること。

6 委託業務に従事するもの（有資格者）

本委託を遂行するための有資格者として、管工事施工管理技術者を雇用しており、業務責任者として配置できること。

7 業務の完了報告

（1）完了届

契約書第18条第1項に定める業務完了後の通知については、次のとおり完了届を提出すること。

- ① 記載事項 次のアからオとする。
ア 業務の名称 イ 履行場所 ウ 契約年月日 エ 履行期間 オ 完了年月日
- ② 添付書類 不要

（2）実績報告書

第5条に定める各業務を実施した際は、次のとおり実績報告書を提出すること。

- ① 記載事項 次のアからオとする。
ア 業務の名称 イ 履行場所 ウ 契約年月日 エ 履行期間 オ 完了年月日
- ② 添付書類 点検内容・結果が記載された書類及び業務写真

8 建物内施設等の利用

- （1）共用施設 可
- （2）駐車場 可

9 その他

鹿角地域振興局長は、委託期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。